

第25回（2024年度）島根県障がい者スポーツ大会
「グラウンド・ゴルフ」競技会 開催要項

1. 目的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共催（予定）
益田市
4. 主管（予定）※順不同
島根県グラウンド・ゴルフ協会 益田市グラウンド・ゴルフ協会
5. 後援（予定 順不同）
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 益田市教育委員会 一般社団法人益田市スポーツ協会 益田市社会福祉協議会 益田市身体障害者福祉協会 益田市手をつなぐ育成会 益田市障害者スポーツ協会
6. 協力（予定）※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター
ボランティアの皆さま
7. 期日
2024年11月16日（土）
受付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限日
2024年10月29日（火）
9. 会場
県立万葉公園（益田市高津町イ2402-1 TEL：0856-22-2133）
10. その他
・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
・競技の実施にあたっては、「第25回（2024年度）島根県障がい者スポーツ大会『グラウンド・ゴルフ』競技会 実施要項」を適用する。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982
メール：info_office@spokyo.org

第25回（2024年度）島根県障がい者スポーツ大会
「グラウンド・ゴルフ競技会」実施要項

1. 競技規則

（公財）日本グラウンド・ゴルフ協会制定のルール、及び本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

障がい、男女、年齢の区分を問わない。

3. 服装

運動に適した服装とする。

4. 練習

大会当日の競技場内での練習は不可とする。

5. 招集

- （1）招集は競技場内で行い、競技進行により放送で招集するので競技役員の指示に従う。
- （2）招集完了時間は試合開始の10分前とする。

6. 競技方法

（1）コース

50m、30m、25m、15m各2ホールとし、合計8ホールで構成する。

（2）ゲーム

- ① ゲームは、所定のボールを決められた打順に従ってスタートマットから打ち始め、ホールポスト内に静止した状態「トマリ」までのスコア（打数）を数えるものである。
- ② 2コース（16ホール）を前・後半に分けて回り、スコアを競うものとする。

【個人戦】

スコアの少ない者から1位・2位・3位とする。

【団体戦】

1チーム6名以上9名以内とする。個人戦のスコアに基づいてチーム内上位6名のスコアを合計し、少ないチームから1位・2位・3位とする。打数が同じ場合は、最少打数の多いチームが上位となる。

（3）エチケット

- ① プレーヤーは、自分のプレーが終わったら、すみやかに次のプレーヤーの妨げにならない場所に行く。
- ② プレーヤーは、同伴のプレーヤーが打つときには、話したり、ボールやホールポストの近くやうしろに立たない。また、自分たちの前に行く組が終了するまで、ボールを打たない。
- ③ プレーヤーは、自分の作った穴や足跡を直して行く。

（4）用具

- ① クラブ、ボール、ホールポストは、グラウンド・ゴルフ用を使用すること。
- ② クラブ、ボール、マーカーは、参加チームで用意する。

（5）競技中の練習

プレー中のプレーヤーはいかなる打球練習も行ってはならない（本条の反則は1打付加する）。

(6) 援助

プレーヤーは打つとき物理的援助、あるいは風雨の防護を求めたり受けたりしてはならない（本条の反則は1打付加する）。

(7) ボールはあるがままの状態で競技する。

ボールが長い草、または木の茂みなどの中にあるときは、ボールの所在と自己のボールであることを確かめる限度においてのみ、これらのものに触れることができ、草を刈ったり、木の枝を折ったりしてはいけない（本条の反則は1打付加する）。

(8) ボールの打ち方

① プレーヤーが1打でボールを2回打ったときは、2打と数える。ただし、空振りの場合には打数に数えない。

② プレーヤーは打つときに木などで足場を作ってはいけない（本条の反則は1打付加する）。

(9) 紛失ボールとアウトボール

ボールが紛失したり、コース外（溝などに落ちた場合）に出た場合、プレーヤーは1打付加し、出た位置からクラブの長さの範囲内でホールに近寄らないで、打球可能な箇所にボールを置いて次の打を行わなければならない。

(10) プレーの妨げになるボール

プレーの妨げになるボールは、一時的に取り除くことを要求することができる。その際、ホールに対してボールの後方にマークし取り除かなければならない。

(11) 同伴プレーヤーのボールに当たった場合

プレーヤーのボールが同伴者のボールに当たったときは、ボールの止まったところからプレーを続け、同伴プレーヤーのボールは元の位置にかえす。

(12) 止まったボールが風によって動いた場合

風によってボールが動いたら、動いて静止した場所からプレーする。なお、ホールポストに入った場合は「トマリ」とする。

(13) 第1打がホールポストに入った場合（ホールインワン）

1打目で「トマリ」となったときは、そのプレーヤーの合計打数から3打引いて計算する。

(14) プレーヤーの交代

プレーヤーの交代は、ホール終了後に行うこととする。ただし、プレーヤーにやむを得ない事故等があった場合は、交代を認める。なお、同一プレーヤーの交代は2回までとする。